

カンボジア王国
国民 信仰 国王

関税消費税総局
No. 2175 GDCE

プノンペン、2014年11月19日

貨物の原産地に係る事前教示の実施に関する通達

経済財政省が公布した2013年1月4日付省令第002 MEF.BRK.GDCE 号第3条の規定するところにより、関税消費税総局は、貨物の原産地に係る事前教示の実施に関する通達を公布する。

1. 定義

貨物の原産地に係る事前教示とは、輸入されようとする貨物に関し、文書により照会を行った者に対し、関税消費税総局により交付される貨物の原産地に係る文書による回答書をいう。

2. 適格照会者

当該貨物の輸入者又は生産者、又は、当該貨物に関して委任を受けた者は、当該貨物に関する事前教示を照会することができる。本通達の目的のため、事前教示を照会した者は、「照会者」という。照会者が委任を受けた者である場合は、委任状を提出しなければならない。

3. 事前教示の照会方法

事前教示照会書は、一品目毎(セット物品を除く)に行われる。また、事前教示を交付するのに必要な、様式 AR-OG Form 1 の情報の全てと書類を包含するものでなければならない。必要な情報又は書類が提出されない場合、事前教示の交付の遅れ、又は、不交付を招く場合がある。但し、特定の場合、関税消費税総局は、必要とされる最低限の情報のみで事前教示を交付することができる。誤った情報は、事前教示の取り消しを招く場合がある。

事前教示照会書は、関税消費税総局計画・技術・国際関係部計画・政策室に、本人によって提出されなくてはならない。

それぞれの事前教示照会書は、クメール語又は英語で提出され、照会者によって署名されていなければならない。照会者は、照会書で提起した事項についての知識を有していなければならない。関税消費税総局は、これらの条件が満たされない場合には、照会書を受理しない権利を留保する。

4. 事前教示が交付されない場合

次に掲げる事例を含めて(これに限定されない)、事前教示を交付することが適当でないとされる場合がある。

- (a) 照会が仮定の事実関係に基づく場合
 - (b) 関税消費税総局が当該貨物の原産地の認定を行うことを可能とするに十分な情報・書類が照会者により提出されない場合
 - (c) 当該製品が、関税法第 24 条に定める不服申立中又は訴訟中である場合
 - (d) 当該貨物の原産地に関する争いが照会者又は他の関係者によって生じている場合
 - (e) 当該貨物が、現在進行中の単一管理書類(SAD)による検討の対象となっている場合
 - (f) 照会が、既に行われた輸入に関するものである場合
- 本通達の必要事項を満たさない、文書による照会書は、事前教示を交付できない理由に関する説明を付して、紹介者に返却されるものとする。

5. 事前教示照会

事前教示は、次に掲げる特定の貨物輸入に関して、関税消費税総局を拘束する。

- (a) 当該貨物の輸入に関する重要事実及び状況が、事前教示照会で提起された重要事実及び状況と同一の場合
- (b) 事前教示の全ての条件が満たされ、事前教示に変更、撤回、修正、又は取消がない場合
- (c) 当該貨物の輸入が照会者、又は、照会者から当該貨物を輸入した者によりなされたものである場合

関税消費税総局は、事前教示によりカバーされる(5. の第 1 段落参照)、事前教示の有効期間内に実施される、全ての貨物輸入に関する決定において、事前教示により拘束される。

事前教示は、その交付の日から 3 年間有効である。但し、法律及び規則の改正により影響を受ける場合、関税消費税総局が事前教示について変更又は無効を出した場合、当該事前教示が再検討の結果として修正された場合は、当該事前教示は、その効力を失う。事前教示の交付日又は変更日又は撤回日は、公式な様式「AR-OG 様式 2 又は様式 3」に明示される。

事前教示の、輸入時における恩恵の受領を確実なものとするため、輸入者は、事前教示のコピーを単一管理書類(SAD)に添付することが必要である。

誤った事前教示を原因として誤った単一管理書類(SAD)が作成された場合、誤った事前教示の交付について照会者が全く関与していないことを条件として、輸入者は、関税法第 73 条及び第 74 条に定める罰則及び罰金を免除されるものとする。

6. 事前教示照会の処理

事前教示照会が本通達の規定の全てに則っていない場合、照会者は、満たしていない必要事項とともに、文書により通知されるものとする。更に、関税消費税総局は、事前教示照会の審査の過程のいかなる時点においても、照会者に対して、必要な情報を追加的に要求することができる。照会者は、必要な追加的情報を提供するため、又は、通知に定められる必要事項を満たすため、通知の日から 30 開庁日(又は通知書に定められた期間)を与えられる。設定さ

れた期間内に通知への返答がない場合、事前教示照会は、行政的には終了とされ、取り下げられたものとみなされる。

関税消費税総局は、全ての必要な情報を受領した日から 30 開庁日以内に事前教示を交付するとの基準を設定しており、できる限り短い期間で事前教示を交付するよう努めるものとする。この期間設定は、事前教示照会の提出時に、考慮に入れておかれるべきである。当該輸入までに 30 開庁日未満しかない場合、完全な情報とともに照会が提出されたとしても、関税消費税総局は、当該輸入前に事前教示が交付されることを保証することはできない。全ての必要な情報が照会とともに受領できない場合は、追加的情報が要求されるが、この追加的情報のために待機する期間は、標準の 30 開庁日の期間に含まれない。

あらゆる事前教示照会は、その件に関する事前教示が交付される前であれば、いつでも照会者により取り下げることができる。

関税消費税総局は、照会者に対し、事前教示照会の言語と同じ言語で、文書により事前教示を交付する。この際、事前教示の理由に関する完全な説明が、公式の様式「AR-OG 様式 2」において提供される。

7. 事前教示の変更又は撤回

事前教示は、法律又は規則の改正以外の理由においても、関税消費税総局により、変更又は撤回されることがある。事前教示の変更又は撤回は、様式「AR-OG 様式 3」に同一の番号を付し、原本に添えて、照会者に通知される。事前教示の変更又は撤回は、交付日から有効となる。

8. 事前教示の再検討

貨物の原産地に係る事前教示に意見の申出を望む照会者は、事前教示が発出されてから 45 開庁日以内に事前教示の再検討を求めることができる。

事前教示に意見の申出を行うためには、照会者は、公式様式「AR-OG 様式 4」により、再検討の申請を申立てなければならない。照会者は、意見を申出る事前教示のコピーを添付し、意見を支える文書による主張を提出しなければならない。関税消費税総局は、意見を支えるために照会者が提出する追加的な合理的情報及び書類を受領することができる。

意見は、本人が提出しなければならない。照会者は、事前教示に関する意見を、関税消費税総局計画・技術・国際関係部計画・政策室に、申し立てることを求められる。それぞれの事前教示照会書は、クメール語又は英語で提出され、照会者によって署名されていなければならない。申出は、本通達 6. 第 2 段落に定める処理基準に従って処理される。

計画・政策室は、提出された公式様式「AR-OG 様式 4」により、再検討による決定を行う。この決定は、6. の第 4 段落に従って交付された事前教示を代替する。

再検討による決定は、関税法第 24 条に定める不服申立又は訴訟の対象とはならない。

9. 事前教示の公開

透明性の向上のため、事前教示は何らかの方法(例:インターネット上)で、公開することができる。照会者は、事前教示照会又は事前教示再検討申請に含まれる秘密情報について、当該情報が公開されないことを確保したい場合は、関税消費税総局に通知しなければならない。照会者を直接識別するような情報は公開されない。

10. 守秘義務

事前教示照会又は事前教示再検討申請に含まれる企業秘密情報については、守秘されるものとする。

11. 本通達受領後、全ての関係部長、各税関長、室長、税関チェックポイント長は、本通達を下記の署名の日から有効に執行しなければならない。

関税消費税総局担当のカンボジア王国政府代表
署名

写し送付先
経済財政大臣府

「今後通達する」
カンボジア商工会議所

「広報協力と実施のため」
公文書保管所

(注) 本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、正確を期すためには 原文をご参照ください。